



金 沢 市 公 報

号外第4号の8

令和6年(2024年)3月29日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●公平委員会規則		○金沢市水道給水条例施行細則の一部を改正する規程 (") 19
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (公平委員会)	1	●公営企業訓令甲
●公営企業管理規程		○金沢市企業局職員の待機に関する規程の一部改正について (企業総務課) 19
○金沢市企業局の組織及び分掌事務規程及び金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程 (企業総務課)	1	●病院事業管理規程
○金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程 (")	4	○金沢市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程 (市立病院事務局) 19
○金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (")	5	○金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (") 20
○金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程 (")	5	○金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程 (") 22

公平委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市公平委員会委員長 山 崎 正 美

●金沢市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の項中「技監」の次に「、交通政策監」を加え、同表の備考第1項中「技監」の次に「、交通政策監」を、「、技監」の次に「、交通政策監」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

公営企業管理規程

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程及び金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

●金沢市公営企業管理規程第2号

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程及び金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

(金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部改正)

第1条 金沢市企業局の組織及び分掌事務規程(平成23年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

課等	係
経営企画課	財務係 会計係 企画係 システム管理係
企業総務課	総務係 人事係 契約係 技術技能伝承係
検査員室	
お客さまサービス課	庶務係 給水設備係 排水設備係
料金センター	調定係 検針・メーター係
水道整備課	庶務係 計画係 改良係 受注係 移設係 基幹管路係
水道修繕センター	点検係 修繕係
下水道整備課	庶務係 計画係 耐震化係 改良係 修繕係
上水課	企画庶務係 配水整備係 配水管理係 浄水整備係 浄水管理係 水質係
水処理課	企画庶務係 施設整備係 水質管理係 施設管理係

第4条第2項の表中「デジタル推進係」を「企画係」に、「電子計算組織の運用及び管理」を「情報システムの開発支援及び運用管理」に、

企業総務課	総務係	1 情報公開及び個人情報保護に関する事項 2 条例、規則及び規程に関する事項 3 公印に関する事項 4 文書の收受、発送及び保存に関する事項 5 財産（物品を除く。）の取得、管理及び処分に関する事項 6 公益財団法人金沢市水道サービス公社に関する事項 7 指定給水装置工事事業者に関する事項 8 排水設備工事事業者に関する事項 9 課の庶務に関する事項 10 他課及び他係に属しない事項	を
	人事係	1 職員の任免、賞罰、身分及び服務に関する事項 2 職員の給与に関する事項 3 団体交渉に関する事項 4 職員の研修（技術技能の向上及び伝承に関するものを除く。）の企画及び実施に関する事項 5 職員の福利厚生に関する事項	

企業総務課	総務係	1 情報公開及び個人情報保護に関する事項 2 文書の收受及び発送に関する事項 3 財産（物品を除く。）の取得、管理及び処分に関する事項 4 公益財団法人金沢市水道サービス公社に関する事項 5 指定給水装置工事事業者に関する事項 6 排水設備工事事業者に関する事項 7 課の庶務に関する事項 8 他課及び他係に属しない事項	に、
	人事係	1 職員の任免、賞罰、身分及び服務に関する事項 2 職員の給与に関する事項 3 団体交渉に関する事項 4 職員の研修（技術技能の向上及び伝承に関するものを除く。）の企画及び実施に関する事項 5 職員の福利厚生に関する事項 6 条例、規則及び規程に関する事項 7 公印に関する事項 8 文書の保存に関する事項	

お客さまサービス課	営業推進係	<ol style="list-style-type: none"> 水道及び下水道の使用申込み等の受付及び処理に関する事項 水道需要の開発の推進に関する事項 課の庶務に関する事項 他係に属しない事項
	水道設備係	<ol style="list-style-type: none"> 水道の給水相談に関する事項 給水装置工事に関する事項 貯水槽水道の管理の適正化に関する事項
	下水道設備係	<ol style="list-style-type: none"> 下水道の接続相談に関する事項 下水道排水設備工事に関する事項 下水道の普及促進に関する事項

を

お客さまサービス課	庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 水道及び下水道の使用申込み等の受付及び処理に関する事項 課の庶務に関する事項 他係に属しない事項
	給水設備係	<ol style="list-style-type: none"> 水道の給水相談に関する事項 給水装置工事に関する事項 貯水槽水道の管理の適正化に関する事項
	排水設備係	<ol style="list-style-type: none"> 下水道の接続相談に関する事項 下水道排水設備工事に関する事項 下水道の普及促進に関する事項

に

改め、同表建設課の項及び維持管理課の項を次のように改める。

水道整備課	庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 課の庶務に関する事項 水道に係る道路占用等の更新申請に関する事項 他係に属しない事項
	計画係	<ol style="list-style-type: none"> 水道施設（浄水施設を除く。）の計画及び建設に関する事項 水道台帳の調製及び保管に関する事項 水道の管路情報に関する事項
	改良係	<ol style="list-style-type: none"> 水道施設（浄水施設を除く。）の改良（課長が定める主要な管路の耐震工事を除く。）に関する事項
	受注係	<ol style="list-style-type: none"> 受注に伴う水道施設（浄水施設を除く。）の建設及び改良に関する事項 開発行為に係る協議及び指導に関する事項
	移設係	<ol style="list-style-type: none"> 水道の管路移設等に係る受託工事の設計及び施行に関する事項
	基幹管路係	<ol style="list-style-type: none"> 水道施設（浄水施設を除く。）の改良（課長が定める主要な管路の耐震工事に限る。）に関する事項
水道修繕センター	点検係	<ol style="list-style-type: none"> 水道の送水管及び配水管並びにこれに附帯する設備（浄水施設及び配水施設に係るものを除く。）の維持管理に関する事項 水道に係る他工事の指導及び監督に関する事項
	修繕係	<ol style="list-style-type: none"> 水道の修繕工事に関する事項 水道に係る他工事の立会いに関する事項
下水道整備課	庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 下水道受益者負担金に関する事項 課の庶務に関する事項 下水道に係る道路占用等の更新申請に関する事項 他係に属しない事項
	計画係	<ol style="list-style-type: none"> 下水道施設の計画に関する事項 下水道施設（下水道管渠を除く。）の改良（耐震化を除く。）に関する事項 下水道管渠の建設に関する事項

		4 下水道台帳の調製及び保管に関する事項 5 下水道の管路情報に関する事項 6 開発行為に係る協議及び指導に関する事項 7 大量排水に係る協議及び指導に関する事項
	耐震化係	1 下水道施設の耐震化の推進に関する事項
	改良係	1 下水道管渠の改良（耐震化を除く。）に関する事項 2 下水道の管路移設等に係る受託工事の設計及び施行に関する事項
	修繕係	1 下水道管渠の維持管理に関する事項 2 下水道に係る他工事の指導、監督及び立会いに関する事項

（金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正）

第2条 金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成13年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第19条の2中「建設課」を「下水道整備課」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

●金沢市公営企業管理規程第3号

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

金沢市企業局事務決裁規程（昭和39年公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1事務の執行の表中

36 受注工事及びこれに伴う本支管工事の決定に関する事。	○	○ (軽易なもの)	経営企画課	を
36 受注工事及びこれに伴う本支管工事の決定に関する事。	○	○ (軽易なもの)		に

改め、別表第1財産管理の表に次のように加える。

3 行政財産の貸付け		○	企業総務課
------------	--	---	-------

別表第1契約イの表の備考第1項中「第21条の14第1項第2号」を「第21条の13第1項第2号」に改め、別表第1支出イの表中「配当替え」を「所管替え」に改める。

別表第2経営企画課の表を次のように改める。

1 経営企画課

専決事項	専決区分等		
	所管次長	所管課長	合議課
1 起債の申請	○		
2 預金から管理者保管現金への保管転換		○	
3 一時借入れ及び償還の決定	○		

別表第2企業総務課の表中

15 普通財産の貸付け	○		
16 預金から管理者保管現金への保管転換		○	
17 一時借入れ及び償還の決定	○		

を

15 普通財産の貸付け	○		
-------------	---	--	--

に

改め、別表第2建設課の表及び維持管理課の表を次のように改める。

4 水道整備課

専決事項	専決区分等		
	所管次長	所管課長	合議課
1 供給の制限及び停止の決定（契約違反を理由とするものを除く。）	○	○ (緊急を要するもの)	
2 技師及び技能技士（作業担当員として本局の当直に従事する者に限る。）の当直に関すること。		○	

5 下水道整備課

専決事項	専決区分等		
	所管次長	所管課長	合議課
1 私有道路における公共下水道の設置		○	
2 金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第5条の規定による賦課対象区域の決定等	○		
3 下水道法第9条の規定による供用開始の公示等	○		

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

●金沢市公営企業管理規程第4号

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市企業局職員の給与に関する規程（昭和52年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「、維持管理課」を削る。

別表第1中「課長 料金センター所長」を「課長」に、「担当課長」を「担当課長 料金センター所長」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

●金沢市公営企業管理規程第5号

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程

金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7条」を「第7条の2」に改める。

第1章中第7条の次に次の1条を加える。

(公営企業会計システムによる事務)

第7条の2 この規程の規定によることとされている会計事務に係る手続は、公営企業会計システム(管理者が指定する情報通信技術を利用した会計事務を行うためのシステムをいう。)を使用する方法により処理が行われた場合は、当該処理をもって当該手続が行われたものとみなす。

第9条第2項中「(様式第1号)」を削り、同条第3項「(様式第2号)」を削り、同条第4項中「(様式第3号)」を削る。

第10条中「(様式第4号)」を削る。

第12条第1項第1号中「(様式第5号)」を削り、同項第2号中「(様式第6号)」を削り、同項第3号中「(様式第7号)」を削り、同項第4号中「(様式第8号)」を削り、同項第5号中「(様式第9号)」を削り、同項第6号中「(様式第10号)」を削り、同項第7号中「(様式第11号)」を削り、同項第8号中「(様式第12号)」を削り、同項第9号中「(様式第13号)」を削り、同項第10号中「(様式第14号)」を削り、同項第11号中「(様式第15号)」を削り、同項第12号中「(様式第16号)」を削り、同項第13号中「(様式第17号)」を削る。

第20条第2号から第5号までを削り、同条第6号中「前各号」を「前号」に、「様式第22号の2」を「様式第19号」に改め、同号を同条第2号とする。

第21条の2の見出し中「収入」を「公金」に改め、同条第1項中「)第33条の2の規定により収入の徴収又は収納の事務を私人」を「。以下「法」という。)第33条の2において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により同項に規定する公金事務(公金の徴収又は収納に関する事務に限る。)を同項の規定により指定する者」に改め、同条第3項中「収入」を「公金」に改める。

第21条の3を次のように改める。

(指定公金事務取扱者の身分証票)

第21条の3 管理者は、法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者(以下「指定公金事務取扱者」という。)(公金の徴収又は収納に関する事務の委託を受けた者に限る。以下この節において同じ。)のうち必要があると認めるものについては、公金の徴収又は収納の事務の委託に係る証票(様式第22号の3)を交付する。

第22条中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に、「収入の」を「公金の」に改める。

第24条第2項中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第29条第1項中「(様式第25号)」を削る。

第30条の2の次に次の2条を加える。

(公金の支出の委託)

第30条の3 法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定により同項に規定する公金事務(公金の支出に関する事務に限る。)を同項の規定により指定する者に委託しようとするときは、契約を締結するものとする。

2 前項の契約の締結に際しては、資金の交付方法、支出事務の執行手続、支出額の計算書に関する事項、交付資金の残額の処置、委託の始期及び終期、委託料及び担保に関する事項その他必要な事項について書面により明らかにしておくものとする。

3 第21条の2第3項の規定は、第1項の契約を締結したときの公表の方法についてこれを準用する。

(指定公金事務取扱者の支出の結果の報告)

第30条の4 指定公金事務取扱者(公金の支出に関する事務の委託を受けた者に限る。)は、法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2の6第3項の規定により支出の結果を企業出納員に報告するときは、契約に定める計算書により行うものとする。

2 前項の報告を受けた企業出納員は、交付した資金に残余があるときは、これを返納させるものとする。ただし、引き続き次回の資金を交付するときは、残金をこれに充当することができる。

第39条の2第2項中「(様式第26号)」を削る。

第43条第1項中「出庫依頼書(様式第27号)」を「出庫伝票」に改め、同条第2項中「出庫依頼書」を「出庫伝票」に改め、「、出庫伝票(様式第27号の2)を発行し」を削る。

第44条第1項中「返納通知書(様式第28号)」を「返納伝票」に改め、同条第2項中「返納通知書」を「返納伝票」に改め、「、返納伝票(様式第28号の2)を発行し」を削る。

第45条第1項中「(様式第29号)」を削り、同条第2項中「(様式第29号の2)」を削る。

第45条の2第1項中「(様式第29号の3)」を削り、同条第2項中「(様式第29号の4)」を削る。

第50条第3項中「(様式第30号)」を削る。

第57条中「(様式第31号)」を削る。

第58条中「物品シール(様式第33号)を付け、保管しなければ」を「取得年月日、保管課その他当該物品を特定することができる情報を当該物品に明示しなければ」に改める。

第59条第1項中「(様式第34号)」を削る。

第61条第1項中「物品返納書(様式第35号)」を「物品組替兼処分申請書」に改める。

第70条中「(様式第36号)」を削る。

第82条中「(様式第37号)」及び「(様式第38号)」を削る。

別表第1甲表中「建設課」を「水道整備課」に、「維持管理課」を「下水道整備課」に改める。

様式第1号から様式第17号までを次のように改める。

様式第1号から様式第17号まで 削除

様式第18号中「金沢市企業局収入事務受託者」を「金沢市企業局指定公金事務取扱者」に改め、同様式を同様式(表)とし、同様式の次に次のように加える。

(裏)

		この欄には、納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置を記入すること。	
--	--	---	--

様式第19号を次のように改める。

様式第19号

第1葉

納入者住所(所在地)・氏名(名称)		納入通知書	
		合 計 額	円
		納 期 限	
様		ただし、	
<p>◎納期限までに、金沢市企業局出納取扱金融機関又は金沢市企業局収納取扱金融機関へ納付してください。</p> <p>◎納入通知書は領収証書と併せて保管ください。</p> <p>◎郵便局では取り扱っておりませんのでご注意ください。</p>			
年 月 日		金沢市公営企業管理者	
印			
通 知 書 番 号			
取 引 年 月 日			
金 額			
消 費 税 等 相 当 額			
合 計 額			
担 当 課			

第2葉

<p>金沢市企業局 年度</p> <p>受取人</p> <p>収納機関番号</p> <p>業務</p> <p>帳票</p> <p>納期限</p> <p>ご依頼人</p> <p>備考</p>	<p>領収済通知書 会計</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>合計額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>通知書番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>会計</td> </tr> </table> <p>様</p> <p>領収日付印</p> <p>上記のとおり領収しましたので 通知します。 (宛先) 金沢市企業局企業出納員 金沢市企業局出納取扱金融機関 金沢市企業局収納取扱金融機関</p>	合計額	円	通知書番号		区分	会計	<p>金沢市企業局 納付書(控) 年度</p> <p>通知書番号</p> <p>ご依頼人</p> <p>受取人</p> <p>合計額</p> <p>備考</p> <p>納期限</p> <p>領収日付印</p>	<p>金沢市企業局 領収証書 年度</p> <p>通知書番号</p> <p>ご依頼人</p> <p>受取人</p> <p>合計額</p> <p>備考</p> <p>円</p> <p>備考</p> <p>上記の金額を領収しました。 金沢市企業局出納取扱金融機関 金沢市企業局収納取扱金融機関</p> <p>領収日付印</p>
合計額	円								
通知書番号									
区分	会計								

様式第20号から様式第22号の2までを次のように改める。

様式第20号から様式第22号の2まで 削除

様式第22号の3(表)中「収入事務受託者証」を「指定公金事務取扱者証」に改め、「部」を削り、「第33条の2」の次に「において準用する地方自治法第243条の2第1項」を加え、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)

地方公営企業法(抜粋) (この欄には、地方公営企業法第33条の2の条文を記載すること。)
地方自治法(抜粋) (この欄には、地方自治法第243条の2の条文を記載すること。)

様式第23号その1中

水 道		下 水 道	
給水使用料金	消費税等相当額	使用料	消費税等相当額
円	円	円	円

を

水 道		下 水 道		
給水使用料金	消費税等相当額	使用料	消費税等相当額	延滞金
円	円	円	円	円

に

改め、同様式その2を削り、同様式その3を同様式その2とし、同様式その4中「消費税相当額」を「消費税等相当額」に、

消費税等相当額 円	を	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">消費税等相当額</td> <td style="text-align: center;">延滞金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	消費税等相当額	延滞金	円	円	に改め、
消費税等相当額	延滞金						
円	円						

同その4を同様式その3(表)とし、同その3の次に次のように加える。

(裏)

この欄には、納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置を記入すること。

様式第24号その1第1葉から第3葉までの規定中

水 道		下 水 道	
給水使用料金	消費税等額	使用料	消費税等額
円	円	円	円

を

水 道		下 水 道		
給水使用料金	消費税等額	使用料	消費税等額	延滞金
円	円	円	円	円

に

改め、同様式その2中

水		道		下		水		道	
給水使用料金	消費税等	相当	税額	使用料	消費税等	相当	税額		
円			円	円			円		円

を

水		道		下		水		道	
給水使用料金	消費税等	相当	税額	使用料	消費税等	相当	税額	延滞金	
円			円	円			円	円	

に

改め、同様式その4を削り、同様式その5を同様式その4とする。

様式第24号の2その1第1葉中「金沢市企業局収入事務受託者」を「金沢市企業局指定公金事務取扱者」に改め、同その1第2葉備考中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同様式その2第1葉及び第2葉中

水		道		下		水		道	
給水使用料金	消費税等	相当	税額	使用料	消費税等	相当	税額		
円			円	円			円		円

を

水 道		下 水 道		
給水使用料金	消費税等額	使用料	消費税等額	延滞金
円	円	円	円	円

に

改め、同その2第3葉中

水 道		下 水 道	
給水使用料金	消費税等額	使用料	消費税等額
円	円	円	円

を

水 道		下 水 道		
給水使用料金	消費税等額	使用料	消費税等額	延滞金
円	円	円	円	円

に、

「金沢市企業局収入事務受託者」を「金沢市企業局指定公金事務取扱者」に改め、同様式その3第1葉中

水 道		下 水 道		
給水使用料金	消費税等額	使用料	消費税等額	延滞金
円	円	円	円	円

を

水 道		下 水 道		
給水使用料金	消費税等相当額	使用料	消費税等相当額	延滞金
円	円	円	円	円

に、

「金沢市企業局収入事務受託者」を「金沢市企業局指定公金事務取扱者」に改め、同その3第2葉中

水 道		下 水 道	
給水使用料金	消費税等相当額	使用料	消費税等相当額
円	円	円	円

を

水 道		下 水 道		
給水使用料金	消費税等相当額	使用料	消費税等相当額	延滞金
円	円	円	円	円

に

改め、同その3第3葉中

水		道		下		水		道	
給水使用料金	消費税等額	消費	税	等	額	使	用	料	消
円	円	相	当	当	額	料	相	当	額

を

水		道		下		水		道	
給水使用料金	消費税等額	使	用	料	消	費	税	等	額
円	円	延	滞	金	相	当	額	延	滞

に、

「金沢市企業局収入事務受託者」を「金沢市企業局指定公金事務取扱者」に改め、同様式その4を削る。

様式第25号から様式第38号までを次のように改める。

様式第25号から様式第38号まで 削除

様式第39号(表)中「金沢市企業局収入事務受託者」を「金沢市企業局指定公金事務取扱者」に改め、同様式(裏)中「には」の次に「、納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置」を加える。

様式第40号中「金沢市企業局収入事務受託者」を「金沢市企業局指定公金事務取扱者」に改め、同様式を同様式(表)とし、同様式の次に次のように加える。

(裏)

		<p>この欄には、納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置を記入すること。</p>	
--	--	--	--

様式第41号を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の金沢市企業局会計規程の規定は、令和6年度分からの会計事務について適用し、令和5年度分までの会計事務については、なお従前の例による。
- 3 管理者は、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例により、施行日の前日において現に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下この項において「従前の公金事務」という。）を行わせている者（地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。以下「地方自治法改正法」という。）附則第7条の規定による改正後の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法改正法による改正後の地方自治法第243条の2第1項の規定による指定を受けた者を除く。）に当該従前の公金事務を行わせることができる。
- 4 この規程の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 5 この規程の施行の日前に交付された改正前の金沢市企業局会計規程の規定による納入通知書等は、改正後の金沢市企業局会計規程の規定にかかわらず、なお効力を有する。

金沢市水道給水条例施行細則の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

●金沢市公営企業管理規程第6号

金沢市水道給水条例施行細則の一部を改正する規程

金沢市水道給水条例施行細則（昭和29年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。
第27条第2号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

公 営 企 業 訓 令 甲

●金沢市公営企業訓令甲第1号

企 業 局

金沢市企業局職員の待機に関する規程（昭和48年公営企業訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

第2条中「維持管理課」を「水道整備課」に改める。

第5条第1項中「維持管理課長」を「水道整備課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

病 院 事 業 管 理 規 程

金沢市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第2号

金沢市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程

金沢市立病院事務決裁規程（平成25年病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表財産管理の表に次のように加える。

3 行政財産の貸付け	○	
4 普通財産の売払い又は交換（譲与し、又は時価より低い価格で処分する場合を除く。）	1,500万円以下	
5 普通財産の貸付け	○	

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第3号

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市立病院職員の給与に関する規程（平成25年病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「第4項」を「第6項」に改め、同条第3項中「当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる」及び「（その額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を削り、「採用された職員」の次に「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を加え、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 前項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等にあつては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第2に掲げる額

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第2の2に掲げる額

5 一般職の給与条例附則第10項の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、当分の間、同項中「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、同項第1号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

第6条第1項第3号ウ中「（エに掲げる職員を除く。）」を削り、同号エを削る。

別表第1中

看護師	0.9	を に
看護師（助産業務に従事する看護師に限る。）	1.1	
看護師（助産業務に従事する看護師を除く。）	0.9	

改める。

別表第2中「第3条の2」を「第3条の2第4項第1号」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第2の2 調整基本額表（第3条の2第4項第2号関係）

1 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1級	5,600円
2級	6,500円
3級	7,700円
4級	8,200円
5級	8,700円

6 級	9,500円
7 級	10,700円
8 級	11,700円
9 級	13,200円

2 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1 級	5,700円
2 級	6,500円
3 級	7,300円
4 級	7,700円
5 級	8,500円
6 級	9,700円
7 級	11,000円
8 級	12,800円

3 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1 級	7,100円
2 級	7,700円
3 級	7,900円
4 級	8,200円
5 級	8,700円
6 級	9,800円
7 級	11,100円

別表第3中「院長 副院長」を「院長」に、「診療部長 診療部副部長 中央診療部長 中央診療部副部長 臨床検査室長」を「副院長 中央診療部副部長」に、「事務局次長 医事室長」を「診療部副部長 事務局次長」に、「事務局担当次長」を「事務局担当次長 医事室長」に改める。

別表第5中

「	第6条第1項第3号ウに該当する者	1日につき 290円	を
	第6条第1項第3号エに該当する者	1日につき 3,000円 (新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業に従事したときあっては、4,000円)	
「	第6条第1項第3号ウに該当する者	1日につき 290円	に

改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第4号

金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程

金沢市立病院会計規程（平成25年病院事業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第22条の見出し中「収入」を「公金」に改め、同条第1項中「第33条の2の規定により収入の徴収又は収納の事務を私人」を「。以下「法」という。）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により同項に規定する公金事務（公金の徴収又は収納に関する事務に限る。）を同項の規定により指定する者」に改め、同条第3項中「収入」を「公金」に改める。

第23条の見出し中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に、同条第1項中「収入の徴収又は収納の委託を受けた私人（以下「収入事務受託者」という。）」を「法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」という。）（公金の徴収又は収納に関する事務の委託を受けた者に限る。以下この節において同じ。）」に、「については、収入」を「については、公金」に改める。

第24条第1項及び第25条第2項中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

様式第19号（表）中「収入事務受託者証」を「指定公金事務取扱者証」に、「第33条の2」の次に「において準用する地方自治法第243条の2第1項」を加え、

「
地方公営企業法（抜粋）
（この欄には、地方公営企業法第33条の2の条文を記載すること。）
を
」

「
地方公営企業法（抜粋）
（この欄には、地方公営企業法第33条の2の条文を記載すること。）
地方自治法（抜粋）
（この欄には、地方自治法第243条の2の条文を記載すること。）
に改める。
」

様式第21号第1葉中「金沢市立病院収入事務受託者」を「金沢市立病院指定公金事務取扱者」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に存する改正前の様式第21号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

令和6年(2024年)3月29日	発行	発行人	金 沢 市
		発行所	金 沢 市 役 所
		編 集	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄